

# 給与改定の一般的なスケジュール

国

地方公共団体

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

職種別民間給与実態調査(「民調」)  
※ 人事院と各人事委員会が分担して実施

人事院勧告

人事院勧告取扱方針  
閣議決定

給与法案閣議決定  
給与法案国会審議

給与法成立・公布  
給与関係人事院規則等改正

人事委員会勧告

給与条例案議会審議

給与条例成立・公布

給与関係人事委員会規則等改正

※ 内容に応じ、当該年度の4月1日に遡及して適用。

※ 上記は、あくまで一般的なものであり、年度ごとに、また、地方公共団体によっては団体ごとに、スケジュールは異なるものである。